

令和3年度第4期の期間中, 営業時間短縮等の要請に全面的に協力いただける広島県内(対象エリア内)の飲食店等を運営する中小事業者に対して, 要請期間後に受け付ける申請(以下「本申請」という。)に先立ち, 協力金の一部を早期給付します。(早期給付の申請は, 1事業者1回に限ります。)

◆早期給付を申請できる事業者

次の全てに該当する事業者のみ申請が可能です。

- (1) 中小企業及び個人事業主
- (2) 過去実施分の広島県感染症拡大防止協力支援金の受給者
- (3) 本申請を「売上高方式」で申請する者

※ 要件の詳細は, ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-sanyonki.html>



◆早期給付額

1店舗あたり 25万円(一律)

※対象エリア内に所在する店舗に限ります。

対象エリア: 広島市, 三原市, 廿日市市, 呉市, 尾道市, 福山市, 府中市

◆早期給付の申請受付期間

令和3年8月10日(火)～令和3年8月31日(火) ※申請期間延長

◆必要書類

- (1) 早期給付申請書
- (2) 遵守事項に関する確認書(自署での記入が必要です。)

◆申請方法

(1) WEB

準備が整い次第, 上記のホームページ等でお知らせします。

必要な様式をダウンロードの上, 申請フォームから送信してください。

(2) 郵送

〒730-0856 広島県広島市中区河原町1番26号(広島県環衛ビル)

広島県協力支援金センター 早期給付係

(一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会)

※ 日曜日や祝日も配達されて配達状況の追跡が可能なレターパックプラス(赤), 簡易書留による提出を推奨します。(控えは, 結果が出るまで保管ください。)

◆本申請について

後日, 本申請において, 必要な書類を提出していただきます。

また, 売上高に応じて算出した総支給額と早期給付分との差額については,

本申請における審査ののち, 追加支給いたします。

本申請の受付期間等については, 別途お知らせいたします。

<給付事例:前年または前々年の8月の売上高(税抜)が200万円の店舗の場合>

「要請期間の日数を40日間」とし、「要請期間中に休業した店舗」の想定です。

※実際の要請期間は、感染状況の改善に伴い、変更する場合があります。

随時、情報を更新していきますので、ホームページやコールセンターにて、ご確認ください。

(1)1日当たりの協力金の基準額

$$200\text{万円} \div 31 \times 0.3 \doteq 2\text{万円 (千円単位で切り上げ)}$$
$$\rightarrow 2.5\text{万円 (基準額の下限)}$$

(2)40日間の協力金総支給額

$$2.5\text{万円} \times 40\text{日間} = 100\text{万円}$$

(3)早期給付分を申請する場合(一律)

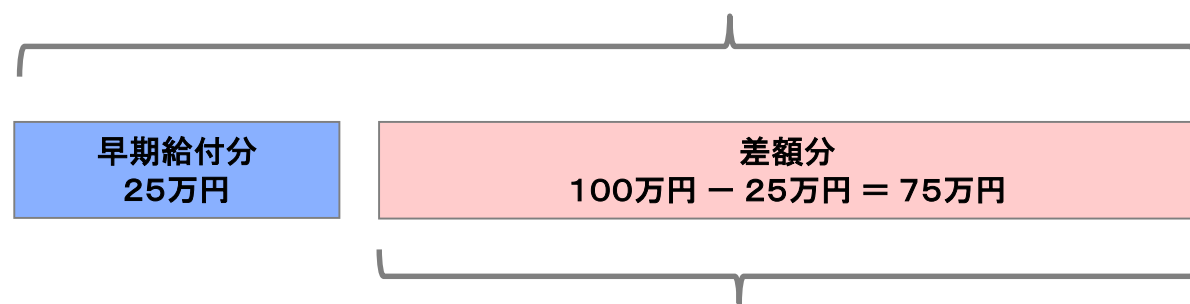
25万円

(4)要請期間中に「休業」した場合

本申請で75万円を申請

<イメージ>

$$2.5\text{万円} \times 40\text{日間} = 100\text{万円}$$



本申請後に追加支給

※ 早期給付を申請せず、
要請期間終了後に本申請で100万円を申請することも可能です。

◆問い合わせ先 広島県協力支援金センター 082-248-6851

月・水・金(9時30分~20時) 火・木・土(9時30分~17時) ※日, 祝日を除く